

令和6年度
第35回 日神杯 横浜市柔道選手権大会
大会要項

- 1.主 催 横浜市柔道協会
- 2.協 賛 日神グループ
- 3.後 援 横浜市教育委員会・横浜市にぎわいスポーツ文化局・(公財)横浜市スポーツ協会・神奈川県柔道連盟
(公社)神奈川県柔道整復師会・ダイドードリンク株式会社
- 4.日 時 令和6年10月13日(日)午前9時30分開場 午前10時00分開会
◇中学生の部と一般無段の部は午前9時30分集合、午前10時00分開会
◇一級の部、初段の部、弐段の部、参段の部、四段の部、壮年の部 は
午後0時30分集合、午後1時00分開会
- 5.会 場 シンコースポーツ神奈川県立武道館 (横浜市港北区岸根町725)
(地下鉄「岸根公園前」下車 徒歩3分)
- 6.参加資格
 - (1)横浜市に在住・在学・在勤いずれかの者。
 - (2)令和6年度全日本柔道連盟登録済みのもの。
 - (3)男子のみとする。
- 7.試合区分
 - ◇中学1年生の部(一級・有段者を除く)
※中学1年生の部はA・B・Cの3ブロックに分け優勝者を3名決める。
 - ◇中学2年生の部(一級・有段者を除く)
※中学2年生の部はA・Bの2ブロックに分け優勝者を2名決める。
 - ◇中学3年生の部(一級・有段者を除く)
 - ◇一般無段の部(高校生以上、一級合格者を除く)
 - ◇一級の部(中学生を含む)
 - ◇初段の部(中学生を含む)
 - ◇弐段の部 ◇参段の部 ◇四段の部
※参段の部、四段の部については申込者が1名の場合は区分を統合する 場合もある。
 - 壮年の部(35歳以上の有段者で個人試合(1～2試合)を希望する者)
壮年の部は年齢・体格・段位を考慮して組み合わせを作成するが、申込者が少ない場合は年齢差や体格差が大きくなる場合もある。
- 8.競技方法
 - (1)7.◇の区分はトーナメント戦とする。
(申し込み人数によってはリーグ戦にする場合もある)
 - (2)7.○壮年の部は個人試合とする。
- 9.競技規定
 - (1)国際柔道連盟試合審判規定及び本大会の申し合わせ事項による。
中学生の部については国内における「少年大会特別規程」を適用する。
なお、一級の部、初段の部は中学生が多数参加するので、絞技・関節技を用いることを禁止する。
 - ① 優勢勝ちの判定基準
 - ・壮年の部以外は、得点差や「僅差」が無い場合でも延長戦は行わず、審判員の判定によって必ず勝敗を決定する。
 - ・壮年の部は、「僅差」以上とし、「僅差」以上が無い場合は引き分けとする。
※「僅差」とは選手間に技による評価の差がなく、一方に「指導」が2あった場合「指導」が少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
 - ② 試合時間
 - ・試合時間は3分とする。ただし、審判員の「時間」の宣告以外は時計を止めない。
 - ・一般無段、一級、初段以上、壮年の部も3分とする。
 - (2)審判規定運用上の申し合わせ事項は、開会式で確認する。

10. 表彰

- (1) トーナメント戦は各区分ごとにベスト8まで表彰する。3位決定戦は行わない。
(リーグ戦になった場合は3位は1名とする)
- (2) 壮年の部は技術優秀者を表彰する。
- (3) 出場者全員に参加賞を授与する。

11. 申し込み

- (1) 申込期日 令和6年9月4日(水)から令和6年9月13日(金)必着
- (2) 申し込み方法 **原則 Exel データ**とする。
- (3) 申込先 横浜市柔道協会 yokohama_judo_entry@ymail.ne.jp に送信のこと。 **件名「日神杯申込(団体名)」**
(郵送の場合〒220-0061 横浜市西区久保町21-20-602横浜市柔道協会事務局 鈴木常夫 宛)
 - ※ 申し込み用データは、横浜市柔道協会のホームページに掲載する。
 - ※ 試合区分・メンバーID・身長・体重を正確に記入する。
 - ※ 一級の部は申し込み時点で一級合格証を取得している者とする。
 - ※ 有段者については7月の審査会までに昇段手続きを済ませている者は手続きをした段位で申し込む。
 - ※ 中学生の参加については、保護者の同意を得て申し込む。

個人情報の扱いについて

申込責任者は出場者の氏名・所属名・写真・映像等の個人情報を大会プログラム及び報道発表・テレビ放映等に掲載・使用することについて、本人の同意を得て申し込む。
中学生については保護者の同意も得て申し込む。

12. 参加費 無 料

13. 武道館の使用方法

- (1) 更衣には小道場を使用し、荷物も小道場に置く。(多くの人が座れるように、観覧席には荷物を置かない)
- (2) 貴重品は各団体又は各自で管理する。
- (3) ゴミは各自で自宅まで持ち帰る。
- (4) ロビーや廊下で練習をしない。
- (5) 柔道場の非常階段には荷物を置かない。
- (6) 道場観覧席後方の通路は荷物を置かず、十分な広さを確保する。
- (7) 自家用車で来場した場合は必ず有料駐車場を利用し、絶対に路上駐車をしない。
- (8) その他、柔道人としてのマナーを守る。

14. その他

- (1) 背中に規定のゼッケンを縫い付けた柔道衣を着用する。
- (2) **一級の部・有段者の部の勝ちは昇段審査の成績に加算できる。**
- (3) 申込責任者は、選手の試合区分・身長・体重を正しく申告する。
 - ※ 試合区分の不正や、身長・体重が申告と著しく異なることが発覚した場合は 失格とする。
- (4) 負傷等の事故については、応急処置を施すがそれ以上の責任は負わない。但し、主催者が参加者全員について傷害保険に加入する。
- (5) 事前に申し込んだ柔道顧問や道場・クラブの公認指導者2名以内(ID カードを配布)を、試合場内でのコーチと認める
- (6) 脳震盪について
選手及び指導者は次の事項を遵守すること。
 - ① 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の 許可を得ること。
 - ② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。
(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること)
 - ③ 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
 - ④ 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を 提出すること。
- (7) 皮膚真菌症(トングラス感染症)について、
発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。
もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。
- (8) 大会要項に定められていない事態が生じた場合は、主催者の判断により処理する。